

規制改革ホットライン処理方針
(令和2年4月20日から令和2年5月21日までの回答)

デジタルガバメントワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
「住民税の決定通知(納税義務者用)」の行政からの納税者(従業員)への直接配付	検討に着手	◎	1
源泉徴収票の電子交付の促進に向けて	対応不可		2
簡素で確実な公示送達の実現	【総務省】 対応不可 【財務省】 現行制度下で 対応可能		3

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項
措置済	提案に対し、所管省庁がすでに対応を行った事項
無印	当面、検討を要しないと判断した事項

デジタルガバメントWG関連

番号:1

受付日	2年3月10日	所管省庁への検討要請日	2年4月23日	回答取りまとめ日	2年5月27日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	「住民税の決定通知(納税義務者用)」の行政からの納税者(従業員)への直接配付
具体的内容	「住民税の決定通知(納税義務者用)」については、特別徴収義務者たる企業を介して、納税者(従業員)に配布するのではなく、マイナポータル等により納税者(従業員)へ直接配付(配信)するようにはしていただきたい。
提案理由	給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額の決定通知の納税義務者たる従業員用(以下「住民税の決定通知(納税義務者用)」という)については、市区町村から特別徴収義務者たる企業へ紙で送付されてきており、当該紙通知を企業が従業員毎に仕分け、封書詰めを行い配付しているのが現状であり、大きな労力と費用を要しているところである。 また、「住民税の決定通知(納税義務者用)」の電子的送付にあたっては、特別徴収義務者たる企業が電子的送付を受けた後、その企業から納税者(従業員)への電子的送付またはプリントアウトしての送付(本人同意がない場合)が必要となることから、その場合は、企業側でプリンターの用意、電子的な送付(開示)にかかるシステム構築、本人同意にかかるシステム構築が必要となるため、企業のコスト負担は現行の紙のみの通知よりも増加する。 更に、弊連盟の会員企業は製造業であり、パソコンや社内LAN環境がない工場勤務の従業員も多数存在していることから、紙での配付オペレーションは継続せざるを得ないところが多い。
提案主体	電機・電子・情報通信産業経営者連盟

	所管省庁	内閣府、総務省
制度の現状	特別徴収税額通知(納税義務者用)については、紙の通知書により、各市区町村から特別徴収義務者を通じて納税義務者に対して通知されています。	
該当法令等	地方税法第321条の4第1項、第2項	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化については、令和2年度税制改正大綱(令和元年12月12日自由民主党・公明党)において、「導入に向けた取組みを進める。」とされたところであり、これを受け、現在、電子データの送付方法も含め電子化の具体の方策を関係者間で調整中です。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

番号:2

受付日	2年3月10日	所管省庁への検討要請日	2年4月23日	回答取りまとめ日	2年5月27日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	源泉徴収票の電子交付の促進に向けて
具体的内容	給与所得の源泉徴収票の電子的交付について、給与の支払いを受ける人(従業員)の同意を不要としていただきたい。
提案理由	平成18・19年税制改正により源泉徴収票の受給者(交付を受ける者)への電子交付は可能となったが、電子交付にあたっては、従業員に事前に承諾を得なければならないこと、受給者から書面での交付を請求された場合は書面での対応が必要となること、等の制約がある。 そのため、電子交付と帳票印刷の両方をシステム対応する必要があること、また、従業員に同意確認をするためのシステム構築が必要となることから、実質的に、電子的交付を実施しづらい状況になっている。上記2点が解消された場合、各社においても電子化に踏み切ることができると考えているが、紙での対応が少量でも残るのであれば、電子化については踏み切れず、人事事務部門の生産性向上の障害となっている。
提案主体	電機・電子・情報通信産業経営者連盟

	所管省庁	財務省
制度の現状	給与等の支払をする者は給与等の支払を受ける者への書面による給与所得の源泉徴収票の交付に代えて、その給与等の支払を受ける者の承諾を得て、その給与所得の源泉徴収票に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとされております。ただし、給与等の支払を受ける者の請求があるときは、給与等の支払をする者は書面により給与所得の源泉徴収票を交付しなければなりません。	
該当法令等	所得税法第226条第4・5項	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	給与所得の源泉徴収票の電子的交付については、受け手である従業員等が、コンピュータやインターネットを利用していないことや電磁的方法により交付を受けた情報を視覚的に認識できないこと等より、交付行為を適正に履行したとはいえない状況が生じることが考えられます。そのため、交付を行う者は、電磁的方法による交付であっても、交付を受けた事実やその内容を受け手が適切に把握できることを事前に確認する必要があると考えられます。こうした考え方にに基づき、民一民間の書面の交付について電磁的方法による交付を認めている現行の各法令では、送信を受ける側の事前同意(承諾)を要件として、電子メール等の電磁的方法によって交付を行えることとしているところです。	

区分(案)	
-------	--

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

番号:3

受付日	2年3月17日	所管省庁への検討要請日	2年4月23日	回答取りまとめ日	2年5月27日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	簡素で確実な公示送達の実現
具体的内容	マイナポータルのお知らせ機能の利用を通じた簡素で確実な公示送達を実現すべきである。
提案理由	相手方の住所・居所が不明な場合等において、税務署長や行政機関の長は納税通知書や督促状等の書類の送達に変えて、行政機関の掲示場に一定の内容を掲示することで送達済みとみなす「公示送達制度」が存在する。同制度の利用に際しては、書類の返戻調査の実施が前提であり、国・自治体の負担は大きい。返戻調査にあたっては近隣者の聞き取りも行われており、個人情報の漏洩につながるおそれもある。加えて、相手方が行政機関の掲示場を訪れる可能性も高くはないため、制度の効果にも疑問が残る。マイナンバー制度の導入にともない、国民と行政とのオンライン上の窓口である「マイナポータル」が稼働している。同ポータルは、行政機関が国民一人ひとりにきめ細やかな情報を提供する「お知らせ」機能を搭載している。
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	内閣府、総務省、財務省
制度の現状	<p>【総務省】 地方税に関する処分通知については、地方税法に基づき書類の送達によることを基本とし、郵便等による送達が困難な場合には、公示送達をすることができることとされています。ただし、既に一部の処分通知については、地方税法に基づき、eLTAX(地方税のポータルシステム)を利用したオンラインでの送達ができることとされています。</p> <p>【財務省】 国税に関する処分通知等については、各税法に基づき書類の送達によることを基本とし、郵便等による送達が困難な場合には、公示送達をすることができることとされています。また、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に基づき、納税者(名宛人)の同意を前提として、送達をオンラインにより行うこともできることとされています。</p> <p>そうした制度の下、既に一部の処分通知等については、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用したオンラインでの送達を実施しています。また、e-Taxによる送達が行われた場合、マイナポータルの「お知らせ」に送達された旨を表示することも可能です。</p>	
該当法令等	<p>【総務省】 地方税法第20条の2、第321条の4第7項</p> <p>【財務省】 国税通則法第12条、第14条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第9条第2項</p>	
対応の分類	【総務省】対応不可【財務省】現行制度下で対応可能	
対応の概要	<p>【総務省】 地方税の電子化については、eLTAXを基盤として発展してきており、既に一部の処分通知については、eLTAXを利用してオンラインでの送達が可能です。eLTAXを用いてオンラインにより送達を行う処分通知等の範囲の拡大については、今後も、納税者のニーズや費用対効果等の観点も踏まえつつ、検討してまいりたいと考えております。</p> <p>【財務省】 「制度の現状」欄に記載のとおりです。 オンラインにより送達を行う処分通知等の範囲については、今後も、納税者のニーズや費用対効果の観点も踏まえつつ、検討してまいります。 なお、仮に納税者の同意を前提としない送達を行う場合には、関係法令の整備が必要になります。</p>	

区分(案)	
-------	--

規制改革ホットライン処理方針
(令和2年7月27日から令和2年8月21日までの回答)

デジタルガバメントワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
新型コロナウイルス感染防止に向けた行政手続及び関連業務における押印原則・ 対面原則の撤廃	対応	◎	1

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項
措置済	提案に対し、所管省庁がすでに対応を行った事項
無印	当面、検討を要しないと判断した事項

受付日	2年4月24日	所管省庁への検討要請日	2年5月25日	回答取りまとめ日	2年8月26日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	新型コロナウイルス感染防止に向けた行政手続及び関連業務における押印原則・対面原則の撤廃
具体的内容	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けテレワークを実施している中、各府省庁や地方公共団体等の行政機関との手続や業務では、行政機関からの要請や慣習により、押印書類の提出や対面での会議など、出社を前提とする対応を求められる事例が数多く存在するため、規制改革推進室に対して以下の対応を要望します。</p> <p>1.見積書、請求書、契約書等の書類について、出社を前提とする押印やその書類の授受の最小限化、猶予期間の設定等の暫定措置を講ずるよう、各省庁及び自治体等へ要請</p> <p>2.入札説明会、商談等の会議について、オンラインや電話等を活用した非対面での実施を早急に取り入れるなど、行政手続及び関連業務のデジタル化を一層推進</p>
提案理由	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、4月7日には安倍総理大臣による緊急事態宣言が発令されるなど、感染防止策の取組が各企業に求められており、当社においても社会インフラとしての通信サービスの維持を前提に、全社員を対象にテレワークを原則とするとともに、各企業へのテレワークの導入支援等の取組を進めているところです。</p> <p>しかしながら、各府省庁や地方公共団体等の行政機関との手続や業務においては、行政機関からの要請や慣習により、押印書類の提出や対面での会議など、出社を前提とする対応を求められる事例が数多く存在し、テレワークへの移行による人と人との接触機会の削減の徹底が困難な状況です。</p> <p>つきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、行政手続及び関連業務について、テレワークでの対応を可能とするような措置を急ぎ講じていただくとともに、従来お取り組みいただいているデジタル化を一層推進していただくよう、次のとおり要望させていただきます。下記について、規制改革推進室より、各府省庁、地方公共団体その他の行政機関に対し、適切な対応を要請していただくよう、よろしく願い申し上げます。</p> <p>【要望事項】</p> <p>1.新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る当面の対応として、見積書、請求書、契約書その他の書類について、出社を前提とする押印や授受の最小限化、猶予期間の設定等の暫定措置を講ずること</p> <p>2.当該押印や授受の撤廃の検討のほか、入札説明会、商談、打合せその他の各企業との会議について、オンライン会議や電話等を活用した非対面方式による実施を早急に取り入れるなど、行政手続及び関連業務のデジタル化を一層推進すること</p>
提案主体	ソフトバンク株式会社

	所管省庁	内閣府
制度の現状	<p>経済4団体(経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所、新経済連盟)からテレワークの障害となる規制・制度等についての緊急要望(以下「緊急要望」という。)を受け、書面・押印・対面を求める行政手続について、各府省に対し、規制改革推進会議が見直しの具体的基準(以下「具体的基準」という。)を示した上で、新型コロナウイルスの感染防止の観点からの緊急対応及び恒久的な制度的対応に取り組むよう求めました。緊急要望において具体的要望があった行政手続については、法令の規定等により緊急対応を実施することが困難な事項等を除き、各府省により「法令に根拠がない押印を求めない」、「押印がなくとも申請を受け付ける」、「オンライン手続を簡素化する」、「電子メールによって書類を受理する」など「具体的基準」に即した緊急対応が行われることとなりました。</p>	
該当法令等	なし	
対応の分類	対応	
対応の概要	<p>規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において、各府省は、緊急対応として、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの(以下「見直し対象手続」という。)について、優先順位の高いものから順次、規制改革推進会議が提示する基準に従い、必要な措置を講じるとともに、その周知を行うこととなりました。また、各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行うこととなりました。各府省の対応状況は、行政手続等の棚卸調査を実施するIT総合戦略本部と連携して、今年度末までに明らかになるようにすることとなりました。この場合において、年内の対応が困難なものについては、見直しの方針を明らかにした上で必要な取組を行うこととなりました。併せて、各府省及び独立行政法人は、会計手続、人事手続その他の内部手続について書面・押印・対面の見直しを行い、行政改革推進本部事務局は、見直し結果について年内を目途にフォローアップを行うこととなりました。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

規制改革ホットライン処理方針
(令和2年8月24日から令和2年9月18日までの回答)

デジタルガバメントワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
商業登記と不動産登記における押印箇所の削減について	対応不可	◎	1

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項
措置済	提案に対し、所管省庁がすでに対応を行った事項
無印	当面、検討を要しないと判断した事項

提案内容に関する所管省庁の回答

別添

デジタルガバメントWG関連

番号:1

受付日	2年6月30日	所管省庁への検討要請日	2年8月6日	回答取りまとめ日	2年9月25日
-----	---------	-------------	--------	----------	---------

提案事項	商業登記と不動産登記における押印箇所の削減について
具体的内容	<p>(提案事項1) 商業登記と不動産登記においては、1ページ目に押印することで、同時に提出する書類については、すべて申請者の押印を省略できることとするべきであり、印鑑についても、角印や認印の使用を認めるべきである。</p> <p>(提案事項2) 併せて、会社法が求める議事録の押印義務についても、登記の場面においては、1枚の書面への全員押印や、登録印鑑の使用を求めるケースがあるため、これも改善すべきである。</p>
提案理由	<p>法務省は必ずしも契約等に印鑑は要しないとしながらも、登記の場面においては、すべて印鑑を求める事務処理が行われている。</p> <p>電子署名による契約であっても、電子署名をした旨の押印と印鑑証明を求めるのが、登記行政の実態である。そのため、登記の場面においても省略を認めなければ、押印が必要であるとする実態を改善することはできない。たとえば、裁判所の訴状や準備書面では、ページ番号を記載することで、押印箇所は1ページ目のみで良いとの取り扱いが行われている。</p> <p>また、印鑑は会社の代表者印や個人の実印(登録印鑑)でなくても、会社の角印や、個人の認印の使用が認められている。</p> <p>特許や商標出願においても、認印で手続きをすることが可能となっており、ページ間に契印を求めることもない。</p> <p>商業登記と不動産登記においても、1ページ目に押印することで、同時に提出する書類については、すべて申請者の押印を省略できることとするべきである。</p> <p>印鑑についても、角印や認印の使用を認めるべきである。</p> <p>登記法だけではなく、議事録への押印義務を定めた会社法の見直しもして頂きたい。</p>
提案主体	個人

	所管省庁	法務省
制度の現状	<p>(提案事項1) ○不動産登記手続について 申請人等が書面を提出する方法により登記申請を行うときは、申請情報を記載した書面に添付情報を記載した書面を添付して登記所に提出しなければならないところ、当該書面に記名押印をしなければならないと定められている場合には、その印鑑に関する証明書を添付しなければなりません。また、申請書が2枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をすることが必要になります。</p> <p>なお、オンラインにより登記申請を行うときは、電磁的記録で作成された申請情報等に電子署名を付与した上で、電子証明書と併せて送信することとなります。</p> <p>○商業登記手続について 申請人等が書面を提出する方法により登記申請を行うときは、申請人が申請書に記名し、登記所にあらかじめ提出した印鑑(届出印)を押印しなければなりません。また、申請書が2枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をすることが必要になります。添付書面については、押印に用いる印鑑について法令にいわゆる実印や届出印に限定する規定がある場合を除き、印鑑の種類等は限定されていません。</p> <p>なお、オンラインにより登記申請を行うときは、申請人は、申請書に記載すべき事項に係る情報に電子署名を付与した上で、電子証明書と併せて送信することとなります。添付書面は、当該書面に代わるべき情報に作成者(認証を要するものは作成者及び認証者)の電子署名を付与した上で、電子証明書と併せて送信することとなります。</p> <p>(提案事項2) 現行の会社法においては、取締役会、監査役会、監査等委員会及び指名委員会等の議事録について、出席した取締役等が署名又は記名押印をしなければならないこととしています。また、議事録が電磁的記録をもって作成されている場合には、署名又は記名押印に代わる措置として、電子署名をしなければならないこととしています。</p>	
該当法令等	<p>(提案事項1) 不動産登記法第26条、不動産登記令第10条、第12条、第14条、第16条、第18条、第19条、不動産登記規則第46条 商業登記法第17条第2項、第20条、商業登記規則第35条、第61条第4項、第6項、第8項、第102条</p> <p>(提案事項2) 会社法第369条第3項、第4項、第393条第2項、第3項、第399条の10第3項、第4項、第412条第3項、第4項</p>	

対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>(提案事項1)</p> <p>○不動産登記手続について 不動産登記令第16条等の各規定が、申請情報等への記名押印を求め、押印に用いる印鑑についてその印鑑に関する証明書の添付を求めている趣旨は、申請情報等の真実性を確認し、もって登記の真正を担保する点にあります。また、不動産登記規則第46条が、申請書が2枚以上であるときに契印を求めている趣旨は、申請書の一部廃棄や追加等による不正な登記申請を防止する点にあります。 したがって、登記の真正を確保し、不正な登記の防止を図る観点から、提案の内容に対応することは困難です。</p> <p>○商業登記手続について 商業登記法第17条が、申請書への記名押印を求め、押印に用いる印鑑について届出印に限定している趣旨は、申請書の真実性を確認し、もって登記の真正を担保する点にあります。商業登記規則第61条の規定が議事録に押印する印鑑を限定している趣旨も同様です。また、商業登記規則第35条が、申請書が2枚以上であるときに契印を求めている趣旨は、申請書の一部廃棄や追加等による不正な登記申請を防止する点にあります。 したがって、登記の真正を確保し、不正な登記の防止を図る観点から、提案の内容に対応することは困難です。</p> <p>(提案事項2)</p> <p>会社法が取締役会等の議事録に出席した取締役等の署名又は記名押印を求めている趣旨は、議事録の正確性を担保することにあります。したがって、議事録への署名又は記名押印を求める規定を削除することやその義務を緩和することは適切ではないと考えられます。</p>

区分(案)	◎
-------	---

規制改革ホットライン処理方針
(令和2年9月23日から令和2年10月22日までの回答)

デジタルガバメントワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
産業財産権法関連書類のデジタル化・オンライン化	検討に着手	◎	1
官民間取引の標準様式の制定とデジタル化・オンライン化の推進	【行政改革推進本部事務局】 検討を予定 【総務省】 対応 【財務省】 現行制度下 で対応可能	◎	2

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項
措置済	提案に対し、所管省庁がすでに対応を行った事項
無印	当面、検討を要しないと判断した事項

デジタルガバメントWG関連

番号:1

受付日	2年8月27日	所管省庁への検討要請日	2年10月6日	回答取りまとめ日	2年10月27日
-----	---------	-------------	---------	----------	----------

提案事項	産業財産権法関連書類のデジタル化・オンライン化
具体的内容	申請等の手続きにおいて、インターネット出願ソフト等の電子手続にて行うことが可能となるよう電子化対応を推進いただきたい。 証明書すべてに対して電子化対応することが望ましいが、もし一括した対応が難しいのであれば、証明書の種類に応じて段階的に対応を進めてはどうか。
提案理由	日本の特許法等の産業財産権関連法は、手続において申請人に対して各種証明書等の提出を求めているところ、当該証明書等は一部の例外を除いて書面により提出をすることが必要となっている。 書面による提出のために、印刷・押印・PDF化・郵送等の人手で行う業務が必須であり、出勤が避けられない状況である。 新型コロナ感染拡大以前においても、当該業務にかかる人的コスト・配送コストは大きかったところであるが、withコロナにおいてはさらにこの点が問題となっている。 なお、平成29年度特許庁産業財産権制度各国比較調査研究『各国における各種証明書等の電子的な取扱いに関する調査研究報告書(平成30年3月)』では、各国の電子化対応の実態やユーザーニーズについて詳細にレポートされている。ユーザーニーズ調査結果のまとめによれば、ユーザーによる電子化に対する要望は強く(全体の8割以上)、電子化が実現した際にはすべてのユーザーが利用するとの回答をしている。セキュリティ管理等の課題はあるものの、現実的に対応可能であり、メリットの方が大きいと考えるユーザーは多数と考える。
提案主体	日本IT団体連盟

	所管省庁	経済産業省
制度の現状	特許庁に対する年間約310万件の申請手続のうち、約290万件は既に電子申請可能となっています。他方、産業財産権関連法に基づき、各種証明書等の書面での提出を求める手続があります。	
該当法令等	特許法30条3項、67条の6等	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	政府全体で行政手続のオンライン化・ワンストップサービスの実現を目指している中で、特許庁も、電子申請可能な手続の拡充を含め、ユーザーの利便性に資するよう、現行制度・システムを不断に見直しています。現在電子化されていない手続についても、年度内に申請手続等デジタル化推進計画を策定し、段階的に実施する予定です。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

番号:2

受付日	2年8月27日	所管省庁への検討要請日	2年10月6日	回答取りまとめ日	2年10月27日
-----	---------	-------------	---------	----------	----------

提案事項	官民間取引の標準様式の制定とデジタル化・オンライン化の推進
具体的内容	官民間の取引において、契約分野ごとに標準様式を定め、国の出先機関や自治体ごとの専用の様式を用いる場面を極力削減してはどうか。専用様式を掲げる場合であっても、標準様式での提出を可能としてはどうか。また、押印についても原則廃止としてはどうか。 官民間の取引に伴う各種の書面について、国・自治体は、民間事業者が電子媒体での提出を希望する場合にこれを拒んではならないこととしてはどうか。
提案理由	商取引における文書の電子化は導入コストが低下してきており、普及が進んでいる。しかし、依然として紙の取引は多く、電子文書が主流の商習慣に移行するにはほど遠い状況である。 障壁のひとつが、官民間の取引(国・自治体とも)に関する文書と考えられる。官公庁の取引が紙文書を前提とした取引になっており、かつ、請求書・納品書等も専用様式を利用することが求められていることが多く、民間事業者は民間取引だけで文書を電子化することのメリットを享受しにくい。 上記の対応により、民間企業の全国的な商習慣の変革にもつながることが期待される。
提案主体	日本IT団体連盟

	所管省庁	行政改革推進本部事務局総務省財務省
制度の現状	<p>【行政改革推進本部事務局】 規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において、各府省及び独立行政法人は、会計手続、人事手続その他の内部手続について書面・押印・対面の見直しを行い、行政改革推進本部事務局は、見直し結果について年内を目途にフォローアップを行うこととされています。</p> <p>【総務省】 地方公共団体における入札・契約に関わる書類については、国の法令において定められているものではなく、各地方公共団体ごとに定められているものであり、押印についても国の法令において義務付けられているものではない。また、当該書類について電子媒体による提出の支障となる国の法令上の規定はない。</p> <p>【財務省】 ・国の契約に関する文書(請求書、納品書を含む。以下、同じ。)は、会計法令上、特定の様式を定めていません。 ・国の契約に関する文書において、会計法令上、押印が必要なのは契約書のみですが、電子契約書の場合、押印は不要です。</p>	
該当法令等	<p>【行政改革推進本部事務局】 なし</p> <p>【総務省】 地方公共団体の長の規則等</p> <p>【財務省】 ・国の契約に関する文書(請求書、納品書を含む。以下、同じ。)は、会計法令上、特定の様式を定めていません。 ・国の契約に関する文書において、会計法令上、押印が必要なのは契約書のみですが、電子契約書の場合、押印は不要です。</p>	
対応の分類	【行政改革推進本部事務局】検討を予定【総務省】対応【財務省】現行制度下で対応可能	
対応の概要	<p>【行政改革推進本部事務局】 当事務局では、各府省及び独立行政法人における、会計手続、人事手続その他の内部手続について書面・押印・対面の見直しを推進しております。なお、様式の統一については、実務への影響を踏まえ、別途検討が行われるべきものと考えられます。</p> <p>【総務省】 地方公共団体の入札手続における競争入札参加資格審査申請書の標準書式について、今年度内に作成することとしている。なお、この標準書式における押印の取扱いについては、原則押印を不要とする方向で検討を進めている。</p> <p>【財務省】 国の契約に関する文書について、会計法令上、特定の様式を定めていません。そのため、必ずしも「専用の様式」による必要はなく、事業者独自の様式で提出することは、制度上可能です。 国の契約に関する文書において、会計法令上、押印が必要なのは契約書のみです。ただし、電子調達システムを用いて電子的に契約書を作成することも可能であり、その場合、押印は不要です。また、電子調達システムを用いることで、契約書その他、請求書等を電子的に作成し、提出することが可能です。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

規制改革ホットライン処理方針
(令和2年10月19日から令和2年11月9日までの回答)

デジタルガバメントワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
法務局の登記簿謄本と公図のデジタル化	対応不可		1
免許更新手続き	1 検討を予定 2 対応不可 3 検討を予定	◎	2
戸籍謄本の海外からの取り寄せについて	現行制度下 で対応可能		3
児童手当の受給手続き	現行制度下 で対応可能	◎	4
自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)の利便性向上策について	検討を予定	◎	5
建設業の財務報告(変更届)の申請方法の提言	対応	◎	6
リコール署名のデジタル化による縦覧問題の解決案について	検討を予定		7

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項
措置済	提案に対し、所管省庁がすでに対応を行った事項
無印	当面、検討を要しないと判断した事項

デジタルガバメントWG関連

番号:1

受付日	2年9月18日	所管省庁への検討要請日	2年10月19日	回答取りまとめ日	2年11月9日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	法務局の登記簿謄本と公図のデジタル化
具体的内容	現在、不動産の登記簿謄本や商業謄本(会社謄本)は紙データ(PDFデータ)で法務局から受け取らなければなりません。本来法務局はデジタルでデータを管理しているので、これをわざわざ紙で出力しているのは無駄以外の何者でもありません。もともとデジタルでほしい情報が整理されている状態で、法務局から受け渡しができると、無駄な業務を省くことができます。また、公図も依然として紙データになっています。この紙データをデジタルデータに直す仕事をしている業者も誕生しているぐらいで、それを不動産会社や金融会社は買っています。もともと公図をデジタルで作成しているのですから、そのままデジタルで共有すればいいだけの話なのです。
提案理由	現在、不動産の登記簿謄本や商業謄本(会社謄本)は紙データ(PDFデータ)で法務局から受け取らなければなりません。これを不動産業界、金融業界他関連業界は、PDFのデータを自らテキストデータに文字起こしをして分析・加工等しなければなりません。本来法務局はデジタルでデータを管理しているので、これをわざわざ紙で出力しているのは無駄以外の何者でもありません。もともとデジタルでほしい情報が整理されている状態で、法務局から受け渡しができると、無駄な業務を省くことができます。また、権利証のペーパーレス化、実印制度の廃止も同様にお願ひしたいです。また、公図も依然として紙データになっています。この紙データをデジタルデータに直す仕事をしている業者も誕生しているぐらいで、それを不動産会社や金融会社は買っています。もともと公図をデジタルで作成しているのですから、それをそのままデジタルで共有すればいいだけの話なのです。もともとゼンリンのような住宅地図を作成しているような会社に公図の管理を委託し、地図情報システム(GIS)で閲覧・管理できるようにすれば、不動産取引や各種分析が飛躍的に高まります。どうぞご検討ください。
提案主体	個人

	所管省庁	法務省
制度の現状	不動産登記手続及び商業・法人登記手続においては、登記事項証明書、地図、建物所在図、地図に準ずる図面等の交付請求を行うことができます。 また、登記情報提供サービスでは、オンライン上で登記情報、地図・図面情報等をPDF形式で閲覧することができます。	
該当法令等	不動産登記法第119条及び120条、商業登記法第10条、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第4条	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	登記制度は、登記記録に記録された内容を公示することにより、国民の権利の保全や商号、会社等に係る信用の維持を図り、もって取引の安全と円滑に資することを目的としているところ、登記官が証明をしたデータの不正な編集をデータ取得者が行うことにより、登記制度の目的を果たすことができなくなるおそれがあることから、御提案のようなテキストデータ等の編集可能な電子データにより登記記録に記載された内容を提供することは困難です。なお、地図情報については、世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(令和2年7月17日閣議決定)等において、令和3年度までに登記所に備え付けられている地図及び地図に準ずる図面の電子データの提供を開始することとされているため、現在、その検討や必要な対応を行っているところです。	

区分(案)	
-------	--

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

番号:2

受付日	2年9月18日	所管省庁への検討要請日	2年10月19日	回答取りまとめ日	2年11月9日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	免許更新手続き
具体的内容	1 更新手続きにかかる無駄な費用のカット 2 更新手続きのデジタル化
提案理由	(1) 更新手続きにかかる無駄な費用のカット ア 教本類のデジタル化 最も必要のないものが手続き時に受領しなければならない教本類。高額な上に、この時代に、本となっている。WEB上で閲覧出来れば、要は足りる。家族で免許更新時期が近いと、同じものが家に2部、3部あることになる教本類は、検討して頂きたい。 イ 更新時に見るビデオ等も、担当者を1名置く必要はなく、人件費の無駄。教本類で得た収入で、支払っているのではないかと思うが、ビデオが終わったところで、2～3分話すだけの担当者は、無駄ではないかと思う。 (2) 更新手続きのデジタル化 免許のデジタル化を考えるのであれば、免許更新手続きのデジタル化も合わせて検討して貰いたい。
提案主体	個人

	所管省庁	警察庁
制度の現状	1 教本について 更新時講習の実施方法については、道路交通法施行規則第38条第11項第1号の表第3欄に「教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。」と規定されており、講習中、必要に応じ教本を参照しながら説明を行うことで講習効果を高めるため、教本を活用しています。 2 指導員について 通達において、講習には指導員1人を配置することとしており、当該指導員が教本、視聴覚教材等を活用した講義を行い、また、視聴覚教材の操作や受講者の受講態度に注意を払うなどしています。 3 更新手続のデジタル化について 運転免許証の更新手続では、視力検査等や講習を受けていただき、新運転免許証を交付する必要があるため、運転免許センター等にお越しいただいています。	
該当法令等	道路交通法施行規則第38条第11項第1号 道路交通法第101条第1項、第5項及び第6項 道路交通法施行規則第29条	
対応の分類	1 検討を予定2 対応不可3 検討を予定	
対応の概要	1 教本について 教本を有効活用することは、安全な運転の継続に資するものであると考えておりますが、教本の媒体の在り方については、利用者の利便性、幅広い層からの御要望、必要経費等を踏まえ、検討してまいります。 2 指導員について 更新時講習における指導員は、講義や講習ビデオ教材等の操作を行う必要があるほか、受講者の体調に配慮したり、受講者からの質疑に回答する場合等があることから必要であると考えております。 3 更新手続のデジタル化について 運転免許証の更新手続については、優良運転者の更新時講習のオンライン化等について、今後、検討を進める予定です。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

番号:3

受付日	2年9月18日	所管省庁への検討要請日	2年10月19日	回答取りまとめ日	2年11月9日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	戸籍謄本の海外からの取り寄せについて
具体的内容	現在海外で、日本のパスポートの期限が切れてしまった時、戸籍謄本の取り寄せが必要になります。書類のダウンロードはネットでできますが、申込みは郵送で、手数料等の支払いも日本の協力者が必要になります。
提案理由	戸籍謄本の取り寄せをネットで、書類の記入、本人確認、が出来て、手数料の支払いもクレジットカードが手数料など役所側に負担がかかるようであれば、ペイパルや電子送金など海外からでも出来るようにしてほしいです。
提案主体	個人

	所管省庁	法務省
制度の現状	戸籍謄抄本等の交付請求については、戸籍法施行規則79条の2において、市町村長の使用に係る電子計算機と請求をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して、電子申請を行うことができるとされております。ただし、電子申請を導入するかどうかは、戸籍事務を管掌する各市町村の判断によることとされております。なお、戸籍謄抄本等の手数料の支払方法については、戸籍法等で定めておらず、各市町村の運用によることとなります。	
該当法令等	戸籍法施行規則79条の2	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	制度の現状欄に記載のとおりです。	

区分(案)	
-------	--

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

番号:4

受付日	2年9月18日	所管省庁への検討要請日	2年10月19日	回答取りまとめ日	2年11月9日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	児童手当の受給手続き
具体的内容	毎度児童手当受給のため、課税証明、住民票を提出しているが、やめていただきたい
提案理由	時間、コストの無駄
提案主体	個人

	所管省庁	内閣府
制度の現状	実施主体において、マイナンバー制度による情報連携等を活用することにより、すでに当該書類の提出を省略することが可能となっています。	
該当法令等	児童手当法施行規則第11条第1項	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	制度の現状欄に記載のとおりです。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

番号:5

受付日	2年9月18日	所管省庁への検討要請日	2年10月19日	回答取りまとめ日	2年11月9日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)の利便性向上策について
具体的内容	引越に伴う自動車番号の変更手続きにおいて、ネット上でのOSSへの登録と、陸運局への一度の出頭で手続きを完了させたい。
提案理由	<p>実際に経験した手続きでは、次のようになります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. OSSへの登録(マイナンバーカードでの認証) 2. 住民票の取得(マイナンバーカードを使用してコンビニで発行) 3. 陸運局へ出頭。住民票を提出 4. メールで、陸運局への手数料振込指示 5. 陸運局へ振込 6. メールで、警察への手数料振込指示(2回) 7. 警察へ振込(2回) 8. 警察へ出頭。車庫証明を取得 9. 陸運局へ出頭。車高証明を提出し、新たな自動車番号が発行される <p>改善1 OSSへの登録にマイナンバーカードでの認証を行っているにもかかわらず、別途、住民票を取得する必要はないのでは？</p> <p>改善2 改善1が達成できた場合には、陸運局への出頭回数を1回減らすことが可能</p> <p>改善3 陸運局、警察への交互の出頭ではなく、窓口は陸運局に統一して頂きたい。 ワンストップサービスと銘打っているわけだから、警察と国土交通省/陸運局の役所間の調整を行って頂きたい。</p> <p>改善4 手数料振込をまとめて欲しい。 手数料はあらかじめ決まっているわけだから、陸運局分、警察分を、最初にまとめて振り込むようにして頂きたい。</p>
提案主体	個人

	所管省庁	警察庁国土交通省
制度の現状	<p>○ マイナンバーカードと住民票について マイナンバーカードでの認証は、申請者の本人性確認と、申請内容の担保のために行っているものです。 一方で、住民票は、自動車登録令第14条に基づき、登録の原因を証する書面として、旧車検証に記載の住所から新住所までの繋がりを証明していただくために必要です。これは、マイナンバーカードで確認できる現住所の確認だけでなく、旧車検証に記載されている住所と住民票に記載された住所の異動履歴を確認する必要があるためです。なお、当該手続をOSSにより申請する場合には、住民票コードを入力することで住民票の提出を省略することが可能となっています(ただし、過去に自動車登録の住所変更を怠っていた等により住所の繋がりが確認できない場合には、住民票等の提出が必要となる場合があります。)</p> <p>○ 窓口の統一について 運輸支局における車検証の交付及び警察署における保管場所標章の受領については、自動車登録申請及び自動車保管場所証明申請の審査を行う機関が異なることから、受け取りにはそれぞれの窓口への来訪をお願いしている状況です。</p> <p>○ 手数料の一括支払いについて 手数料は、特定の者に提供する審査等の役務に対し、その費用を償うために徴収する料金であり、審査前に支払うものであるため、それぞれの処理に応じて納付をしていただいている状況です。</p>	
該当法令等	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項、第2項、第4項 自動車登録令第14条 自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第1項</p>	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	御指摘いただいている改善点につきましては、引き続き関係省庁間での調整を行い、システムの対応を含め、利便性を向上できるよう努めていきたいと考えております。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

番号:6

受付日	2年9月18日	所管省庁への検討要請日	2年10月19日	回答取りまとめ日	2年11月9日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	建設業の財務報告(変更届)の申請方法の提言
具体的内容	毎年、建設業(県への)の申請は書類提出が当たり前のように行われていますが、デジタル化が進んだ世の中にあって、非常に手間がかかって仕方がありません。インターネットで申請出来ないのでしょうか？行政区分が違うにせよ。是非、検討をお願いします。
提案理由	書類は、PDFやダウンロードでコピーが可能になったのに、申請に関しては、会社の法人会社印を捺印してから数部分作成し監督官庁(合同庁舎)へ提出しなくてはなりません。今時、書類の在庫を増やしたくないからと、書類のデジタル化を推進しておいて、利用者が、いざ申請するとなると書類の持ち込みです。これこそ無駄だと思えます。税務の申告は推進されて、定着しつつ有るのに対して、建設業の旧態依然の申告システムは改革を要すると思えます。是非、行政区分の違いがあるにせよ、地方自治体と建設国土交通省？との検討をお願いします。
提案主体	個人

	所管省庁	国土交通省
制度の現状	建設業法(昭和24年法律第100号)に基づき、一般建設業又は特定建設業の許可を受けようとする者は、国土交通大臣又は都道府県知事に対し、許可申請書及び指定された添付書類を提出することとされております。また、許可申請時の事項に変更が生じた際には、30日以内に、その旨の変更届出書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出することとされております。	
該当法令等	建設業法第5条、6条、11条、17条	
対応の分類	対応	
対応の概要	建設業許可等の申請手続については、令和4年度での電子申請システムの運用開始を目指し、システムの検討及び構築を進めているところであり、建設業法施行規則に規定する貸借対照表等の提出についても、本システムにて提出できるよう、検討しているところです。本システムは、国に対する申請だけでなく、都道府県あての申請においても利用できるよう検討を進めているところであり、今後、各許可行政庁と協議の上、活用を求めていく予定です。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタルガバメントWG関連

番号:7

受付日	2年9月18日	所管省庁への検討要請日	2年10月19日	回答取りまとめ日	2年11月9日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	リコール署名のデジタル化による縦覧問題の解決案について
具体的内容	有権者による直接請求権の行使であるリコールですが、請願法に基づいて、個人情報に記載することとなっています。また、地方自治法第74条の2において一定期間縦覧の必要性があります。しかしながら、個人情報がこのように他者に公開されることは、電子化が未熟で、個人情報におおらかであった過去の産物です。縦覧の対象を本人に限定するか、選管による有無及び撤回の有無を確認する方式を提案します。またこれに伴って、マイナンバーカードを用いた電子的な署名手続きの導入を合わせて提案いたします。
提案理由	現在の法律による課題は、縦覧による不特定多数への情報公開、手書きの署名による人の目による判定、記載ミスによる無効署名の発生、複数人併記による個人情報の漏洩の危険性や忌避感、紙管理による紛失の危険性、用紙の代金や配布等に伴う多額なリコール実施費を住民が用意する必要がある等々の多くの課題があります。この解決のため、マイナンバーカードを用いた署名の電子化を推進することで上記の問題の多くを解決、緩和出来ます。提案ですが、各行政区の役所において、投票のごとく、署名用ブースにおける住民署名が可能なブース端末を設置します。カードの保有及びパスワードにより本人確認はすでに行われると見なされれば、役所の時間外窓口での署名も可能です。このように集められたデータはすでにデジタル化されているため容易に照合と集計が可能となります。誤記による縦覧希望への対応も、検索機能により実際の署名を目視する必要がなくなるため、本人のみへその有無を示すことが可能です。埼玉県川島町で起きたような最大の問題である、リコールされる側による縦覧を盾にした脅迫ともとれる直接請求権の侵害も回避することが可能です。国勢調査のデジタル化により、その効果は既に承知のことと思います。また、マイナンバーカードの有効活用にもつながると思います。来所できない有権者向けに、紙による署名の併用は不可避と思われませんが、現代の情報管理状況に即した運用が可能になると考えられます。
提案主体	個人

	所管省庁	総務省
制度の現状	直接請求に係る署名簿への署名については、氏名、住所及び生年月日を記入していただく必要があります。また、署名の効力の確定のため、地方自治法第74条の2第2項の規定に基づき選挙管理委員会による署名の審査の後、署名簿は関係人の縦覧に供されることとなります。	
該当法令等	地方自治法第74条の2第2項等	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	個人情報保護の観点から、縦覧制度を見直す必要があるか否かについて、実務に携わる関係者の御意見もお聴きしながら、検討を行ってまいります。	

区分(案)	
-------	--